

2010（平成22年）7月23日

消費者委員会の在り方について

弁護士 拝師 徳彦

（全国消費者行政ウォッチねっと事務局長）

第1 消費者委員会に期待する役割・機能

消費者の意見を消費者行政に反映させる機能

これまでの審議会とは、組織としての独立性や建議・勧告等の強い権限を持っているという点で大きく異なる。この特徴を最大限活かして審議会の「ご用機関」としてのイメージを払拭して欲しい。

消費者行政全般を監視する機能

消費者の意見を積極的に吸い上げながら、消費者庁をはじめとする行政全般が消費者目線で機能しているかどうかを常時チェックすることが期待される。

第2 消費者委員会の運営状況に対する評価

[積極評価]

消費者基本計画策定にあたり大きな役割

エコナ問題、フロアマット問題などではスピード感ある対応ができた

[消極評価]

消費者庁との機能・役割の整理が不明確で独自の存在感を出し切れていないケースが多い

諮問機関機能としての活動のスピードが遅い（専門調査会の起ち上げ、運営）

監視機能が十分に発揮できていない

意思形成過程の透明性が不十分。

第3 問題点と対処

消費者庁と消費者委員会の役割についての議論が不十分。

基本計画の作風を参考にしながら各テーマごとに役割分担を整理していく必要があるのでは。

e x . 地方消費者行政の問題については議論するテーマが違うとはいえ共通するもの

も多くあるはず。議論のたたき台は消費者庁で用意しながらそれを委員会の専門調査会で議論し軌道修正していく、といった協働作業を目指す必要がある。現状の調査会のままで建設的な議論を経た結論が迅速に出せるのか危惧している。

事務局体制の問題点

）審議会機能への影響

事務局体制が不十分である結果、専門調査会の人選に時間がかかるだけでなく、専門調査会における論点整理や専門委員への事前説明・下打ち合わせが十分でないまま調査会での議論が行われているように見える。

のような整理のもとでは、下準備段階で消費者庁側が論点整理、たたき台の整理を提示・説明し、委員会事務局側が専門委員の視点や考えを整理・サポートするために独自の情報収集や法的問題点の整理等を行う、という事務レベルでの役割分担が必要になるのでは。

）監視機能への影響

監視機能は期待値に比べ大変不十分。消費者委員が個々人の経験・発想で具体的な提言を行っても、これをサポートする事務局体制が全くと言っていいほど整備されていない。

監視機能の在り方について議論をしたうえで、相応の事務局体制の整備が不可欠。ウォッチねっととしては、消費者からの独自の情報を取り入れた上で、これを事務局が分析・仕分けし、重要な課題について消費者委員とのチームを組んで掘り下げていくような仕組みが必要だと考えている。

意思形成過程における透明性の確保について

消費者委員会の強い権限の正当性は、委員会がどの省庁よりも消費者の立場に近い機関であるということにあるのでは。そのためには、消費者からの様々な形での意見の吸い上げとともに、意思形成過程の透明性確保が不可欠。

現在の委員会の意思形成は、非公開の打合せ会で行われており、その結果だけが委員会の場が上がっているケースが散見される（e x.フロアーマットのケース）。

せめて打合せ会への出席者、打合せ会で出た意見（+発言者）、それをまとめた経緯、など委員長から簡単に報告するなどの工夫が必要では。

また、ウォッチねっとの上記提案のように、今後消費者からの情報収集と分析をシステムチックに行うのであれば、その過程や、集まった情報の公開も積極的に行うべき。

委員会の様子そのもののマスコミ中継を受け入れるなど、イメージ上の透明性も重要では。

第4 委員の常勤化について

委員を常勤化すると、委員会への専念度が高まる反面、現場から離れてしまうという致命的な問題がある。

委員は非常勤にしつつ、委員会への専念度の不足は事務局機能の強化で補い、現場感覚を反映させる形が望ましいのでは。但し、完全に不規則な勤務体系ではなく、例えば火・木は必ず全委員がフルタイムで出勤する等、委員相互、委員と事務局との間で十分な議論・準備を行うような環境が必要。他方で、このような勤務体系にする以上、勤務日数に応じた経済的保障も必要では。

第5 その他関連意見

- ・事務局については、その独立性を確保するという観点から、新卒者からのプロパー職員の採用を始めるべきではないか。
- ・消費者委員会の存在が消費者の間であまり認知されていないので、記者会見だけでなく、より積極的な宣伝・広報が必要ではないか。

以上